



2026年4月2日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳
(コード番号：8129 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 経営戦略本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

当社株券等の大規模買付行為等に係る追加情報提供の再要請に関するお知らせ

当社は、2026年3月18日付「当社株券等の大規模買付行為等に係る追加情報提供の要請に対する回答の受領に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日付で、3D Investment Partners Pte. Ltd. (以下「3D」といいます。) から、3Dによる当社株券等の大規模買付行為等 (以下「本大規模買付行為等」といいます。) に係る情報提供の要請に対する回答 (以下「本回答②」といいます。) を受領いたしました。

当社取締役会は、本回答②において3Dから提供された情報について、独立委員会の意見も踏まえて慎重に検討した結果、これまでに3Dから提供された情報 (本回答②により提供された情報を含みます。) では、本大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断のために不十分であると判断したため、3Dに対して追加的に情報を提供するよう要請いたしましたので、お知らせいたします。

提供を要請した情報の内容は別紙のとおりですが、当社は、かかる要請に応じて3Dから提供された情報を検討した上、当該情報では、本大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には (かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。)、3Dに対して必要な情報の追加提供を要請することがあります。

以 上

2026年4月2日

3D Investment Partners Pte. Ltd. 御中

東邦ホールディングス株式会社

追加情報の提供の要請（2）

当社は、3Dより、2026年1月16日付で本説明書を受領したことを受け、本大規模買付者に対し、当社が2025年10月31日付で導入した「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」に従い、2026年1月23日付で本必要情報の提供を要請いたしました。3Dより、2026年2月3日付で「『本必要情報の提供の要請』に対する回答書」（以下「2月3日付回答書」といいます。）を受領したため、2月3日付回答書の内容について慎重に検討を行いましたが、受領した情報では判断を行うために不十分であると判断したため、3Dに対して、2026年2月25日付で追加情報の提供を要請いたしました。その後、3Dより、2026年3月18日付で「『追加情報の提供の要請』に対する回答書」（以下「3月18日付回答書」といい、2月3日付回答書と併せて「本回答書」といいます。）を受領したため、3月18日付回答書の内容も踏まえて慎重に検討を行いました。その結果、3月18日付回答書の内容を踏まえても、なお本回答書において受領した情報では、本大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において本大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると判断したため、独立委員会の意見も踏まえ、別紙に記載のとおり、追加情報の提供を要請いたします。

なお、本書において別途定義されていない用語については、当社が2025年10月31日付で公表した「3D Investment Partners Pte. Ltd.による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」、2026年1月23日付で提出した「本必要情報の提供の要請」及び2026年2月25日付で提出した「追加情報の提供の要請」における定義に従うものとします。

以上

第1 本大規模買付者及びそのグループの詳細

1. 3月18日付回答書 1-3において、「当社は、貴社の本源的価値が実現されるためには、まず不測の事態により企業価値が毀損されることを防ぐために、有事対応と戦略的な監督を両立させて、貴社取締役会を市場の信頼に足る取締役会へと進化させた後、構造的な利益相反を排除して、不祥事の温床を断つための守りのガバナンスを整備することが重要であると考えています」とされておりますが、「構造的な利益相反」とは具体的にどういった点を指しているのかご説明ください。
2. 3月18日付回答書 1-8において、当社が第三者委員会の設置を拒絶していること、当社が買収防衛策を導入し情報提供要請を行っていること、供述調書の存在が明らかにされないまま枝廣が再任されたことをもって圧倒的多数の株主の指示を得たと主張していることから、貴社が当社の意思決定に影響を及ぼしていないことが明らかであると説明しておりますが、列挙された理由と意思決定に影響を及ぼしていないという主張の間で論理の飛躍があるように存じますので、具体的にご説明ください（当社がこれらの点について貴社の意向に反する判断をすることができるからという趣旨でしょうか。）。
3. 3月18日付回答書 1-9において、富士ソフトの非公開化について、貴社は「富士ソフトの非公開化提案を募ったものではなく、富士ソフトの企業価値向上のための提案を募ったものです」と説明されています。しかし、KKR ファンドが間接的にその全ての株式を保有するFK 株式会社が 2024 年 9 月 5 日付で提出した公開買付届出書においては、富士ソフトは「3DIP から、3DIP 主導のもと、対象者株式の非公開化を通じた企業価値向上策を潜在的な投資家から募集するプロセス（以下「3DIP プロセス」といいます。）を実施し、3DIP プロセスを通過した候補者に対して 3DIP が所有する対象者株式に係る資本政策に関する 3DIP との優先交渉権を付与する旨が記載された書簡を受領した」（傍点作成者）と記載されております。公開買付届出書の記載が正しければ、貴社は非公開化を通じた企業価値向上策、すなわち非公開化提案を募ったものと言わざるを得ないと思われませんが、この点の事実関係について具体的にご説明ください。
4. 3月18日付回答書 1-9において、富士ソフトの非公開化について、貴社は、富士ソフトの経営陣が「かかるプロセスを自ら行うことに難色を示したことから」、貴社が「代替的に」提案を募集し、『富士ソフト経営陣として 3D が提案を募集し、その結果を提出することについて止めるものではない』との意思を確認したと説明しております。かかる記載を前提とすれば、むしろ、富士ソフトの経営陣は貴社がプロセスを行うことに同意はしておらず、貴社は経営陣の意向に反してプロセスを実施したと評価することが自然かつ合理的である

ように思われますが、この点に関するお考えをご教示ください。

5. 3月18日付回答書1-10において、富士ソフトへの貴社提案（自己株式取得750億円）について、同社が中期経営計画に掲げていた自己株式取得1,000億円以上と比較して金額が下回っていたため問題なくまかなうことができる金額であると判断されたと説明されています。しかし、富士ソフトの掲げる目標金額の達成は中期経営計画期間の4年間であった一方、貴社の提案は株主総会終了後1年間と設定されており、その達成期間に乖離があるため、金額のみでの単純比較はできないと考えますが、この点に関するお考えをご教示ください。
6. 3月18日付回答書1-11において、貴社は「現時点で」当社に対する非公開化の提案は検討していませんと説明いただいております。「現時点で」と留保されていることに関して、どのような場合に非公開化の提案を行う可能性があるか、具体的にご教示ください。
7. 3月18日付回答書1-12で東北新社への非公開化提案について、「同社の流通株式比率が25%を下回っており、東証スタンダード市場の上場廃止基準に抵触している懸念があったこと」を前提とされていますが、同社の公表資料によれば、非公開化提案の時点で同社の流通株式比率が25%を下回り上場廃止基準に抵触する懸念が生じた原因としては、貴社が同社株式の10%以上を取得したことにより、貴社保有の同社株式が流通株式から除外されることがあったと推察しておりますが、この点についてお考えをご教示ください。

第2 本大規模買付行為等の目的、方法及び内容等

1. 3月18日付回答書2-1において、当社のガバナンスの不備を解消することで、市場株価が本源的価値と乖離する現状が改善されると主張しておりますが、その改善の根拠として、収益性が改善されることを挙げております。どのように収益性が改善されることを想定しているか、具体的にご教示ください。
2. 3月18日付回答書2-9にて「もっとも、当社は、当社が市場内で貴社株式を大量に売却すること等によって、他の株主が市場株価の下落（投資リターンの悪化）による不利益を被ることがないように配慮しています。そのような事情からも、当社は、第一の目的として、対象企業の中長期的な企業価値の向上を掲げています。対象企業の企業価値の向上によって、対象会社の株主共同の利益も向上し、市場株価も最大化されることから、当社が行うべきことは、投資先企業の企業価値向上をサポートすることにつきと考えています。」とありますが、貴社による当社株式の売却に伴う株価変動リスクが、当社への企業価値向上のサポートによってどのように緩和されるのか具体的にご教示ください。

3. 3月18日付回答書 2-12 において貴社が提案する戦略検討委員会について「同委員会を構成する委員についても、貴社との合意のもと、当社及び貴社の双方から独立する人物とすることを想定しており、アドバイザーについても、当社がアドバイザーの選定に関与しないことを明確にしておりました。したがって、制度設計上、当社が貴社の経営判断や戦略検討プロセスに実質的に関与する構造にはなり得ないものとなっておりました。」と記載いただいております。しかし、2025年10月6日付けで貴社から受領した戦略検討委員会の設置を求める取締役会宛書簡では、戦略検討委員会メンバーとして「当社が推薦する社外有識者を正式な委員として少なくとも二名ご選任いただき、そのどちらかを戦略検討委員会の議長に指名していただきたく」という文言に加え、『業界再編』『キャピタル・アロケーション』を検討事項とする2つのワーキンググループを併せて設置したうえで「各ワーキンググループ長は、その検討事項について必要な知識及び経験を備えるとともに、客観的な立場から議論を進めることができる人物が務めるべきです。当社が推薦する有識者が就任するものとしていただきたく」といった文言も記載されており、貴社の推薦者を委員長・ワーキンググループ長として据えることを要求するものでした。こうした要求の中では、実質的に貴社が経営判断や戦略検討プロセスに関与する構造であることを否定できないと考えられますが、この点に関するお考えをご教示ください。

第5 本大規模買付行為等の完了後の権利行使等に関する方針、当社及び当社グループ会社の経営方針等

1. 3月18日付回答書 5-1 において、貴社による「貴社の経営を支配することにより貴社の経営方針について特段の影響を及ぼす予定はなく」という説明について、当社からの「経営支配権」を取得すること以外の方法により当社の経営方針に影響を及ぼすことを想定している趣旨かという質問に対して、そのような趣旨ではないとの回答をいただいております。しかし、当該回答の内容を拝見すると、重要提案行為や株主権の行使を行うことを想定しているものの、それを採用するかどうかの判断は当社取締役会の自主的な判断に委ねられるとし、最終的に当社の「経営支配権」に重要な影響力を及ぼすものとはならないとしており、これを前提にすれば（貴社のこれまでの当社に対する行動も踏まえれば）、やはり、「経営支配権」は取得しないものの、経営方針には影響を及ぼすことを想定していると解されますが、改めて貴社のご認識をご説明ください。
2. 貴社が2025年12月3日付で公表した「東邦 HD の企業価値を蝕む病理について」において、当社の「交渉力の放棄」及び「改善への諦め」が当社の企業価値を毀損していると主張されています。貴社が指摘する総価契約や未妥結・仮納入、逆ザヤ、頻回配送、重複物流といった商慣習や、厚生労働省による勧告やガイドラインの改定については、医薬品卸売業の業界全体に対する指摘であると思われませんが、①当社が上記の商慣習を受け入れて

いると判断した根拠、②当該商慣習や勧告等に関する当社の現状及び取組みについての貴社の認識、③これらの問題について医薬品卸売業界において改善に向けて現在なされている取組みについての貴社の認識について、それぞれ具体的にご教示ください。